

12月1日から戸籍住民係窓口業務の受付時間が変わります

平日 1 時間延長していた戸籍住民業務の受付時間を、17 時 15 分までに変更します。これにより、混雑する朝の時間帯に職員を重点的に配置し、状況を改善します。

- 受付時間 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
 (変更前) 平日 8 時 30 分から 18 時 15 分まで
- 変更日 令和 7 年 12 月 1 日 (月曜日) から
- 対象窓口 市民保険課戸籍住民係窓口
- 経緯
 - ・平成 17 年 8 月から市役所本庁舎にある市民保険課戸籍住民係の窓口業務の受付時間を 18 時 15 分まで 1 時間延長してきました。
 - ・延長時間帯 (17 時 15 分から 18 時 15 分) の利用者が全体の約 3 % と少ない状況である一方、朝の時間帯は窓口が混雑する傾向にあります。
 - ・この状況を踏まえ、受付体制の強化と待ち時間短縮を図るため、受付時間を通常 17 時 15 分までに変更し、多くの方が利用される時間帯に職員を重点的に配置します。
- その他
 - ・証明書の取得
ひと・まちテラスでは、土日祝日 (除外日あり) に住民票と印鑑証明書を取得できます。
 - ・マイナンバーカードの手続き
毎月第 4 日曜日に、事前予約制で手続きができます。

お問い合わせ先

市民部 市民保険課 担当者：熊谷
電話：0573-66-1111 (内線 101)